

เรื่อง หลักเกณฑ์และเงื่อนไขการอนุญาตให้นิติบุคคลต่างด้าวที่ได้รับการส่งเสริมการลงทุน
ถือกรรมสิทธิ์ที่ดินสำหรับเป็นที่ตั้งสำนักงานและที่พักอาศัย เพื่อประกอบกิจการที่ได้รับการส่งเสริมการลงทุน

投資委員会事務局布告

第 Por. 10/2566 号

件名：投資奨励を受けた外国法人に対する投資奨励を受けた事業の遂行のための事務所および居住用の土地所有を認める基準と条件

投資委員会公布第 6/2565 号 公布日 2565 年（西暦 2022 年）8 月 8 日、件名：投資奨励を受けた外国法人に対する事務所および居住用建物を建築するための土地所有権を認める基準により、

仏暦 2520 年（西暦 1977 年）投資奨励法第 11 条、第 13 条、第 27 条に基づき、投資委員会から権限を与えられた投資委員会事務局が国の受ける利益を慎重に検討するため、投資奨励を受けた外国法人が投資奨励事業のため事務所および居住用の土地を所有するための基準と条件について以下のとおり公表する。

1 投資奨励を受けた事業のための事務所および居住用のための土地所有の許可は、奨励証書ごとではなく、法人全体ごとに考慮する。

2 投資奨励を受ける事業のための事務所および居住用のための土地を所有する全期間において、5000 万バーツ以上の払込済資本金を有していること

3 幹部、専門家ないし労働者の居住が許可される土地の規模

3.1 幹部または専門家が使用する土地は、一家族あたり 100 平方ワをを超えてはならず、各区分が接続して 1 ライを超えることは禁止される。ただし、支払済資本金 5000 万バーツあたり 1 ライ以下、かつ、合計 10 ライを超えてはならない。

3.2 工場労働者の住居建設用に使用されるための土地は 300 人あたり 1 ライを超えてはならない。土地所有権は、払込資本金 5000 万バーツあたり 1 ライ以下、かつ、合計 20 ライを超えてはならない。

3.3 3.1 および 3.2 による払込済資本金 5000 万バーツあたり 1 ライを超えない土地所有の許可においては、幹部、専門家、労働者のための土地全体を考慮する。

4 投資奨励を受けた施設の場所と住居用の土地が同一の区域にない場合、住居用に所有を求める土地は主要な公道に沿って事業用の施設から 50 キロメートル以内の場所になければならない。

5 事務所および居住用の土地として所有が許可された土地を地域社会の道德、伝統または善良な生活様式に反する目的で使用してはならない。

6 被奨励者は、奨励を受けている全期間において、所有権が認められた土地の利用状況の検査や事務所および居住用に所有を許可された場所への立ち入る職員に対し、協力しなければならない。

7 本公告の条件に違反した場合、事務局は土地所有の恩典を取り消す。この場合、事務局から通知を受けた日から 1 年以内に土地を売却しなければならない。

8 投資奨励を受けた外国法人の土地所有の許可を与える基準に関する投資委員会公告第 6/2565 公布日 2565 年（西暦 2022 年）8 月 8 日付 件名：投資奨励を受けた外国法人に対する事務所および居住用建物を建築するための土地所有権を認める基準に基づき既に提出され、事務局が検討中の申請についても、事務局が検討する際は、本公布の基準と条件が適用される。

公布日 仏暦 2566 年（西暦 2023 年）6 月 23 日

ナリット・タートサティラサック

（ナリット・タートサティラサック）

投資委員会長官